



建設資材廃棄物の引渡完了報告制度 について

内 容

- 制度創設の趣旨 ～建設系廃棄物の不法投棄等の現状～
- 制度の概要
- 「青森県建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱」の構成
- 「建設資材廃棄物」とは？
- 「建設資材廃棄物」と「特定建設資材廃棄物」

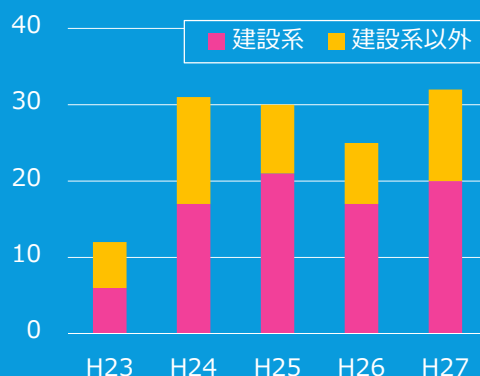
内 容

- 引渡完了報告制度の要点
 - 報告対象者
 - 対象建設工事
 - 報告内容
 - 添付書類
 - 報告期限
 - 報告書の提出先
 - 催告・報告の徴収など
 - 施行期日
- 報告書の作成・記入方法について

制度創設の趣旨

～建設系廃棄物の不法投棄等の現状～

本県における産業廃棄物の不法投棄等の多くを占める建設・解体工事に伴い排出される**建設資材廃棄物に係る対策**として、**一定規模以上の工事の元請業者等**に対し、**建設資材廃棄物を産業廃棄物処分業者に引き渡したことを行政に報告していただく制度**

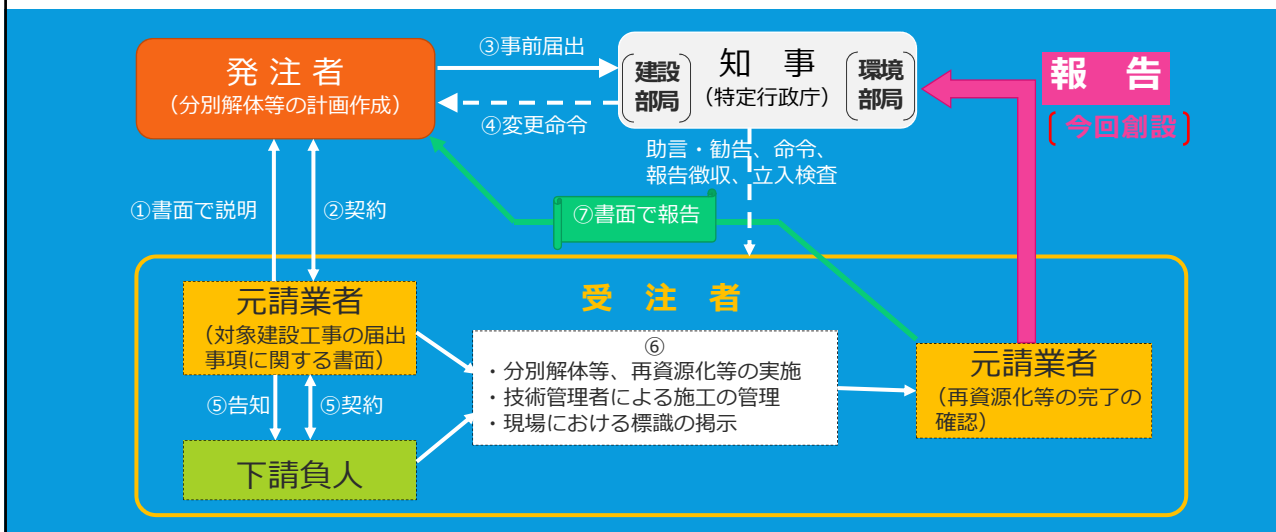


本県における産業廃棄物の不法投棄等発見件数の推移（平成23～27年度）（10t以上）

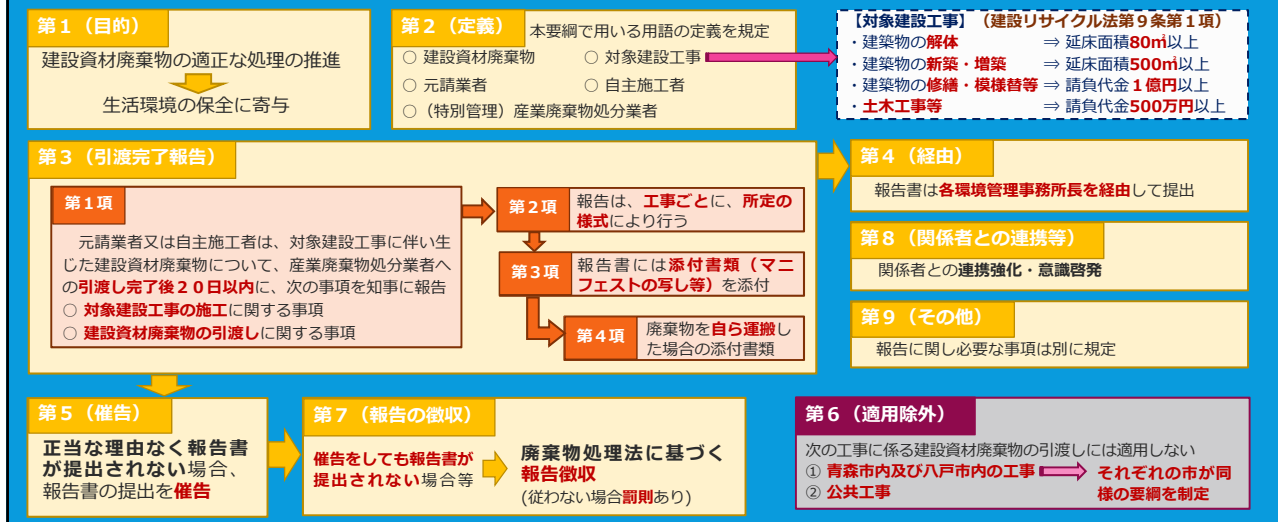


制度の概要

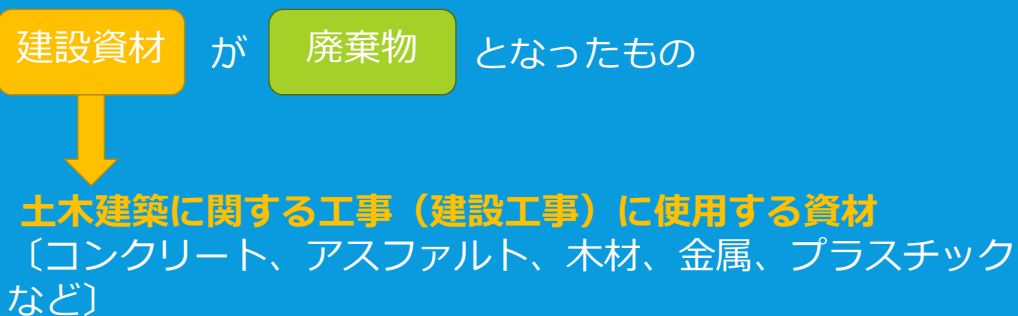
～現行制度（建設リサイクル法）と報告制度の関係～



「青森県建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱」の構成



「建設資材廃棄物」とは？



「建設資材廃棄物」と 「特定建設資材廃棄物」

建設資材廃棄物

金属くず（サッシ、トタン、…）
 ガラスくず（窓ガラス、…）
 陶磁器くず（石膏ボード、外壁材、…）
 廃プラ（断熱材、樹脂類、合成繊維くず、…）
 紙くず（壁紙、…） 繊維くず（畳、…）

特定建設資材廃棄物

コンクリート塊
 廃鉄筋コンクリート
 廃木材
 アスファルト塊

建設リサイクル
 法で原則再資源
 化（リサイク
 ル）が義務付け

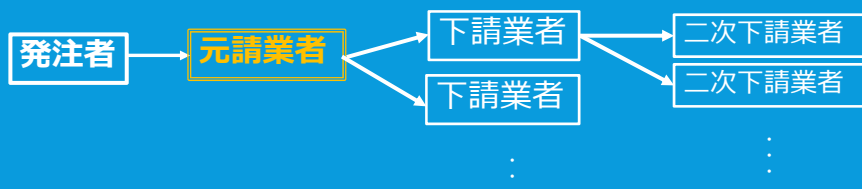
特定建設資材廃棄物も含め、**建設工事で排出される
 廃棄物はすべて「建設資材廃棄物」となります。**

引渡完了報告制度の要点

区分	内容
報告対象者	元請業者又は自主施工者
報告対象工事	建設リサイクル法に規定する対象建設工事（ 公共工事を除く ）
報告方法	工事ごとに、所定の様式により報告
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬終了（処分業者への引渡し）に係るマニフェストの写し ・ 運搬終了に係る電子マニフェストの通知等を印刷した書面 ・ 自己運搬の場合は、廃棄物処理法の規定により運搬時に備え付けることとされている書面の写し
報告期限	工事により生じた廃棄物の引渡しを完了した日から20日以内
報告書の提出先	工事現場の所在地を管轄する環境管理事務所 （青森市又は八戸市内で施工された工事については、それぞれの市）
施行期日	平成29年4月1日 （同日以後に処分業者への廃棄物の引渡し完了するものについて適用）

報告対象者

- ・ **元請業者**・・・ (元々の) 発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者



- ・ **自主施工者**・・・ 対象建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者
(例：建設業者が自社ビルを自ら解体する場合 等)

対象建設工事

	工事の種類	規 模
1	建築物の解体工事	床面積の合計が 80㎡以上
2	建築物の新築または増築工事	床面積の合計が 500㎡以上
3	建築物の修繕・模様替等 (リフォーム等)	請負代金が 1億円以上
4	建築物以外の工作物の工事 (土木工事等)	請負代金が 500万円以上



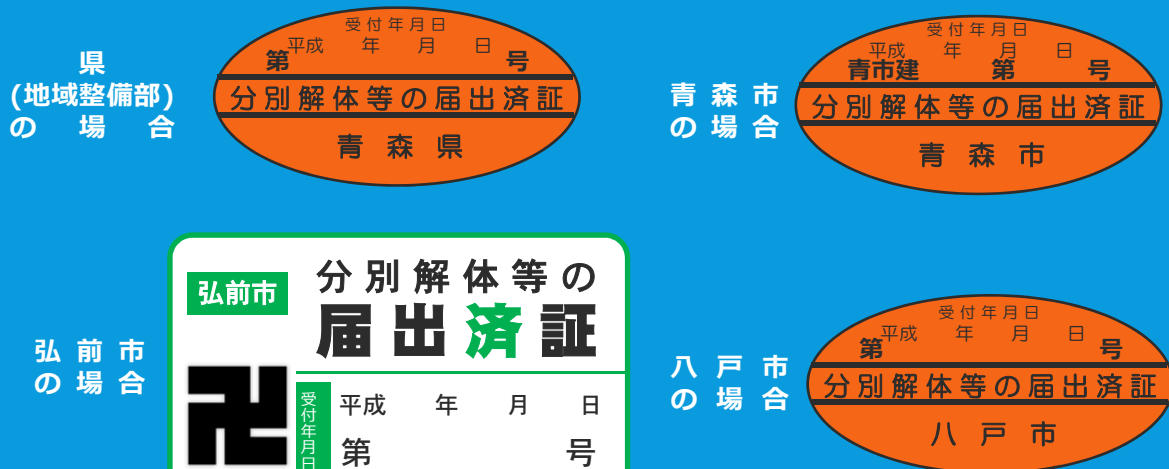
本報告制度の**報告対象となる工事**は、
建設リサイクル法の届出が必要な工事となります

報告内容

① 対象建設工事の施工に関する事項

- ・ 工事の名称
 - ・ 工事の場所
 - ・ 工事の種類・規模
 - ・ 工事の届出（受理）年月日
 - ・ 届出書の提出先
- ⇒ 建設リサイクル法の届出書に記載されています
- ⇒ 「分別解体等の届出済証」に記載されています

【参考】 分別解体等の届出済証について



【参考】建設リサイクル法の届出書の提出先

工事の場所の所在地	提出先
東津軽郡	(県) 東青地域県民局 地域整備部
黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡	(県) 中南地域県民局 地域整備部
三戸郡	(県) 三八地域県民局 地域整備部
五所川原市、つがる市、北津軽郡、西津軽郡	(県) 西北地域県民局 地域整備部
十和田市、三沢市、上北郡	(県) 上北地域県民局 地域整備部
むつ市、下北郡	(県) 下北地域県民局 地域整備部
青森市	青森市 都市整備部 建築指導課
弘前市	弘前市 建設部 建築指導課
八戸市	八戸市 都市整備部 建築指導課

引渡完了報告書の提出先ではありませんのでご注意ください。

報告内容

② 建設資材廃棄物の引渡しに関する事項

- (特別管理) 産業廃棄物処分業者に**建設資材廃棄物の引渡しを完了した(すべて引き渡した)年月日**
- 建設資材廃棄物の**種類ごとに**、
 - ・ その**運搬を行った者の氏名又は名称**
 - ・ 廃棄物の引渡し先の**(特別管理) 産業廃棄物処分業者の氏名又は名称、所在地**
 - ・ **引き渡した量**

添付書類

(1) 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の写し
運搬終了に係るもの = B2票

コピーして提出してください
(原本は5年間保存の義務があります)

全国産業廃棄物連合会発行のマニフェストの例

運搬終了日が
確認できるもの

建設六団体副産物対策協議会発行のマニフェストの例

添付書類

(2) 電子マニフェストに係る運搬終了の通知等を出力した書面
電子マニフェストシステムから出力した「受渡確認票」など

運搬終了日が
確認できるもの

自ら運搬する場合の添付書類

次の事項を記載した書面の写し

- ・元請業者（自主施工者）の氏名又は名称、住所
- ・運搬する廃棄物の種類・数量
- ・廃棄物の積載日、積載場所（工事現場）の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先（処理施設）の名称、所在地、連絡先



マニフェストの写しでも可

自ら運搬の場合、廃棄物処理法により**運搬車に書面を備え付けることが義務付け**られています。

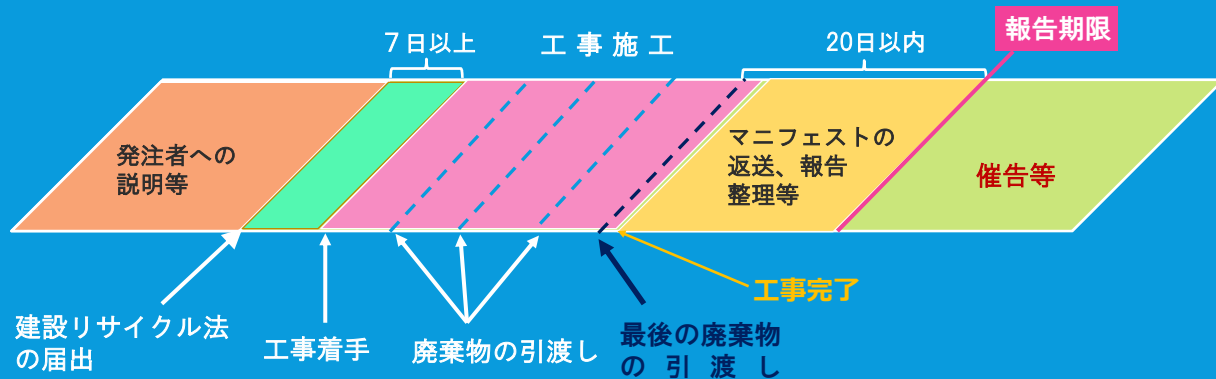
<書面の例>

(特別管理) 産業廃棄物運搬管理表		
氏名又は名称	〇〇建設(株)	
住所	〇〇町▽▽字◇◇△番地	
廃棄物の種類・数量	がれき類 △△ t	
積載日	平成〇〇年△△月□□日	
積載場所 (工事現場)	名称	※※邸解体工事
	所在地	□□市**△丁目××
	連絡先	090-1234-5678 (▲▲)
運搬先 (処理施設)	名称	(有)▲▲産業 処分場
	所在地	▲▲町@@字□□◎-◎
	連絡先	0170-12-3456

この書面を保存しておくようにしましょう

報告期限

(特別管理) 産業廃棄物処分業者に、建設資材廃棄物の引渡しを完了
(⇒建設資材廃棄物をすべて引渡し)した日から20日以内



報告書の提出先

工事現場の所在地	提出先	電話番号
東津軽郡、上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）	青森環境管理事務所 〒030-8566 青森市東造道1-1-1（県環境保健センター内）	017-736-9292
弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、北津軽郡、南津軽郡	弘前環境管理事務所 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4（県弘前合同庁舎1階）	0172-31-1900
十和田市、三沢市、上北郡（七戸町、東北町、六戸町、おいらせ町）、三戸郡	八戸環境管理事務所 〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田7（県八戸合同庁舎2階）	0178-27-5111 （代表）
むつ市、下北郡	むつ環境管理事務所 〒035-0073 むつ市中央1-1-8（県むつ合同庁舎1階）	0175-33-1900

工事現場の所在地	提出先	電話番号
青森市	青森市 環境部 廃棄物対策課 〒038-8505 青森市柳川2-1-1（青森市役所柳川庁舎3階）	017-761-4405
八戸市	八戸市 環境部 環境保全課 〒031-0801 八戸市江陽3-1-111（八戸市下水道事務所3階）	0178-51-6195

催告・報告の徴収など

催告

建設リサイクル法の届出内容（工事の種類、規模、工事完了予定年月日など）から考えられる時期を過ぎても報告書が提出されなかった場合、報告対象者（元請業者又は自主施工者）に、**報告書を提出するよう催告（催促）**することになります。



催告しても**報告書が提出されない場合**

廃棄物処理法に基づき

立入検査

や

報告の徴収

を行うことがあります

立入検査を拒否、妨害した場合や、報告を拒否したり虚偽の報告をした場合は、罰則の対象となります

適用除外について

次の工事で排出された建設資材廃棄物の引渡しについては、県の要綱の中では適用しないこととしています。

① **青森市内または八戸市内で施工された対象建設工事**

⇒ 青森市と八戸市のそれぞれが、県と同様の要綱を制定



県内全域で同じ制度を運用

② **公共工事**

⇒ 発注者となる国、地方公共団体が、工事検査において廃棄物の処理状況を確認

施行期日

平成29年4月1日から施行

〔対象建設工事の施工に伴って生じた建設資材廃棄物の（特別管理）産業廃棄物処分業者への引渡しで、**同日以後に完了**するものについて適用〕



ケース	建設リサイクル法の届出の時期	建設資材廃棄物の引渡しを完了した日	判定 (報告が必要か?)
①	平成29年3月31日以前	平成29年3月31日以前	不要
②	平成29年3月31日以前	平成29年4月1日以後	必要
③	平成29年4月1日以後	平成29年4月1日以後	必要

報告書の作成について

まず、次の書類等を確認・整理します。

- ・ 「**分別解体等の届出済証**」
- ・ **マニフェストの写し**
(運搬が終了したことが分かるもの)
- ・ **電子マニフェストに係る受渡確認票**
(運搬が終了したことが分かるもの)
- ・ **建設資材廃棄物の運搬時に、運搬車に備え付けた書面**
(建設資材廃棄物を自ら運搬した場合)

報告書の様式

別記様式（第3回併）
（設 面）
建設資材廃棄物引渡完了報告書

青森県知事 殿

報告者（ 実務業者 自主施工者）
姓 名 印
氏 名
（法人にあっては、代表者の氏名）
電話番号

青森県建設資材廃棄物の引渡完了制度に関する要綱第3の規定に基づき、次のとおり報告します。

姓 名	姓	名	印
建設資材廃棄物の引渡しの概要	<input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事 <input type="checkbox"/> 建築物以外のものである解体工事又は新築工事		
建設リサイクル法及び受渡番号	年 月 日	業 号	
引 出 先	年 月 日		
建設資材廃棄物の引渡し	<input type="checkbox"/> マニフェスト（自立案）を履取した書面 <input type="checkbox"/> 建設マニフェストによる運搬終了に係る通知を印刷した書面 <input type="checkbox"/> 運搬の際に運搬車に備え付けた書面の写し（自立案の場合）		
引 渡 し 先	姓 名	印	
	氏名又は名称	電話番号	
	住所		
	電話番号		
	氏名又は名称	電話番号	
	住所		
	電話番号		
	氏名又は名称	電話番号	
	住所		
	電話番号		

注1 建設資材廃棄物の引渡しの概要は、分別解体等の届出済証に記載の建設資材廃棄物の種類、運搬を行った者の氏名又は名称、処分業者の氏名又は名称及び処分を行う事業場の所在地及び引渡し先（業種）を記載するものである。
注2 引渡し先（業種）は、1（ト）又は2（ト）又は3（ト）のいずれかに○印を付す。
注3 引渡し先（業種）は、日本工業規格JIS 6001-1-10に準拠する。
注4 期前の大きさは、日本工業規格JIS 6001-1-10に準拠する。

① 報告者に関する事項

② 対象建設工事の概要に関する事項

③ 建設リサイクル法の届出に関する事項

④ 建設資材廃棄物の引渡しに関する事項

報告書の記入要領 ～①報告者に関する事項～

別記様式（第3関係）
（表 面）

建設資材廃棄物引渡完了報告書

報告書の提出日（郵送の場合
は発送日）を記入します

平成29年 6月10日

青森県知事 殿

住所・氏名（法人の場合
は名称と代表者の職・氏
名）、連絡先の電話番号
を記入します。

報告者（ 元請業者 自主施工者）
住 所 ○○市△△1丁目2-3
氏 名 株式会社□□
代表取締役 □□◇◇
電話番号 017-123-4567

該当するものに
「✓」します

印

押印も
お願いします

青森県建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱第3の規定に基づき、次のと
報告します。

報告書の記入要領 ～②対象建設工事の概要に関する事項～

該当するものに
「✓」します

工事の名称を記入します

工事現場の所在地を記入し
ます

対象建設 工事の 概要	名 称	○○邸解体工事	
	場 所	◇◇市大字△△字□□1-2	
種 類 及 び 規 模	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事	工事対象床面積の合計	
	<input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事	123.45 m ²	
	<input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築 又は増築の工事に該当しないもの	請負代金	
	<input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は 新築工事等	円	

基本的には、建設リサイクル法の届出書と同様の内容を記入してください。

【参考】建設リサイクル法の届出と本報告制度の報告との対応について

1. 工事の概要

① 工事の名称 邸解体工事

② 工事の場所 市△△ 1丁目2-3

③ 工事の種類及び規模

建築物に係る解体工事 用途 一般住宅、階数 2、工事対象床面積の合計 95.23 m²

建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円

④ 請負・自主施工の別: 請負 自主施工

建設リサイクル法の届出書様式 (抜粋)

本報告制度の報告書様式 (抜粋)

対象建設工事の概要	名称	<input type="radio"/> 邸解体工事	
	場所	<input type="radio"/> 市△△ 1丁目2-3	
種類及び規模	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事	工事対象床面積の合計	<u>95.23</u> m ²
	<input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事	請負代金	円
	<input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの		
	<input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等		

報告書の記入要領

～③建設リサイクルの届出に関する事項～

建設リサイクル法の届出書を受理された年月日を記入します

建設リサイクル法の届出書の受理番号を記入します

建設リサイクル法の規定による届出の概要	届出(受理)年月日及び受理番号	平成29年 5月 15日 第 30号			
	提出先	県(地域整備部)	<input type="checkbox"/> 東青 <input type="checkbox"/> 西北	<input checked="" type="checkbox"/> 中南 <input type="checkbox"/> 上北	<input type="checkbox"/> 三八 <input type="checkbox"/> 下北

建設リサイクル法の届出書の提出先に✓します

報告書の記入要領

～④建設資材廃棄物の引渡しに関する事項～

建設資材廃棄物の引渡し (搬入) を完了した年月日		平成29年 5月 31日	
添付書類		<input checked="" type="checkbox"/> ①マニフェスト (B2票) を複写した書面 <input type="checkbox"/> ②電子マニフェストによる運搬終了に係る通知を印刷した書面 <input type="checkbox"/> ③運搬の際に運搬車に備え付けた書面の写し (自己運搬の場合)	
引渡し(搬入)をした建設資材廃棄物の種類	運搬を行った者の氏名 又は名称		[許可番号]
		処分業者 氏名又は名称	[許可番号]
	処分を行う事業場の所在地		
	引渡し(搬入)をした量		(t ・ m ³)
引渡し(搬入)をした建設資材廃棄物の種類	運搬を行った者の氏名 又は名称		[許可番号]
		処分業者 氏名又は名称	[許可番号]
	処分を行う事業場の所在地		
	引渡し(搬入)をした量		(t ・ m ³)

工事で排出されたすべての建設資材廃棄物について、引渡しを完了した日を記入します

報告書の添付書類として添付した書類を✓(チェック)します

報告書の記入要領

～④建設資材廃棄物の引渡しに関する事項～

引き渡した建設資材廃棄物の種類
(産業廃棄物の20分類) を記入します

収集運搬業者名を記入します

収集運搬業者の許可番号
を記入します

引渡し(搬入)をした建設資材廃棄物の種類	がれき類	運搬を行った者の氏名 又は名称	〇〇運輸(株)	[許可番号 00200 345678]
		処分業者 氏名又は名称	(有)△△産業	[許可番号 00220 456789]
	処分を行う事業場の所在地	△△町大字□□字××2番		
	引渡し(搬入)をした量	5.2	(t)	(m ³)
引渡し(搬入)をした建設資材廃棄物の種類	木くず	運搬を行った者の氏名 又は名称	自己運搬	[許可番号 -]
		処分業者 氏名又は名称	(株)クリーン〇〇	[許可番号 00220 567890]
	処分を行う事業場の所在地	××市大字△△字◇◇3番4		
	引渡し(搬入)をした量	1.5	(t)	(m ³)

処分業者の許可番号を記入します

処分事業場の所在地を記入します

単位に○を付けます

引き渡した建設資材廃棄物の量を記入します

処分業者名を記入します

報告書の記入要領

～④建設資材廃棄物の引渡しに関する事項～

【参考】マニフェストとの対比

建設資材廃棄物の種類

運搬を行った者の氏名又は名称	[許可番号]
処分業者 氏名又は名称	母
処分を行う事業場の所在地	
引渡し(搬入)をした量	(t・m ³)

産業廃棄物の種類・量

運搬受託者

処分受託者

運搬先の事業場(処理施設)

報告書の記入要領

～④建設資材廃棄物の引渡しに関する事項～

○建設資材廃棄物を自ら運搬して処分業者に引き渡した場合の例

処分業者名を記入します

「自己運搬」と記入します

許可番号は「一」とします

処分業者の許可番号を記入します

処分事業場の所在地を記入します

引き渡した建設資材廃棄物の種類(産業廃棄物の20分類)を記入します

引き渡した建設資材廃棄物の量を記入します

単位に○を付けます

木くず	運搬を行った者の氏名又は名称	自己運搬	[許可番号 一]
	処分業者 氏名又は名称	(株)クリーン〇〇	[許可番号0022056789〇]
	処分を行う事業場の所在地	××市大字△△字◇◇3番4	
	引渡し(搬入)をした量	2.5	(t・m ³)

報告書の記入要領

～④建設資材廃棄物の引渡しに関する事項～

○建設資材廃棄物の運搬を許可業者に委託して自社の処理施設に搬入した場合の例

「自己処分」と記入します

収集運搬業者名を記入します

収集運搬業者の許可番号を記入します

廃プラスチック類	運搬を行った者の氏名 又は名称	(株)×○運輸	[許可番号00200567890]
	氏名又は名称	自己処分	[許可番号 —]
	処分を行う事業 場の所在地	○○町大字□□字☆☆5番	
	引渡し(搬入)をした量	0.45	(t ・ m ³)

許可番号は「—」とします

処分事業場の所在地を記入します

自社の処分事業場に搬入した建設資材廃棄物の種類（産業廃棄物の20分類）を記入します

自社の処分事業場に搬入した建設資材廃棄物の量を記入します

単位に○を付けます

報告書の記入要領

～④建設資材廃棄物の引渡しに関する事項～

○建設資材廃棄物を自ら運搬して自社の処理施設に搬入した場合の例

「自己処分」と記入します

「自己運搬」と記入します

許可番号は「—」とします

金属くず	運搬を行った者の氏名 又は名称	自己運搬	[許可番号 —]
	氏名又は名称	自己処分	[許可番号 —]
	処分を行う事業 場の所在地	××町大字□□字☆☆5番	
	引渡し(搬入)をした量	3.45	((t ・ m ³)

許可番号は「—」とします

自社の処分事業場に搬入した建設資材廃棄物の種類（産業廃棄物の20分類）を記入します

自社の処分事業場に搬入した建設資材廃棄物の量を記入します

単位に○を付けます

処分事業場の所在地を記入します

運搬・処分の手段と添付書類の関係

運搬	処分	添付書類
他者に委託	他者に委託	マニフェスト（B2票）の写し 電子マニフェストに係る運搬終了が確認できる書面
自ら運搬	他者に委託	運搬車に備え付けた書面 （マニフェストの写し、電子マニフェストから出力した書面でも可）
他者に委託	自ら処分	マニフェスト（B2票）の写し 電子マニフェストに係る運搬終了が確認できる書面
自ら運搬	自ら処分	運搬車に備え付けた書面 （マニフェストの写し、電子マニフェストから出力した書面でも可）

報告制度の情報について

青森県庁ウェブサイト「環境保全ページ」

http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/kenpai_houkoku.html

建設資材廃棄物

検索

報告制度に関するQ & Aなどについても、順次掲載予定です。